

### 3 高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり

#### 3-1 高齢者の住まいの確保

##### (1) 高齢者の住まいの確保・充実

高齢化が進展する中で高齢者の住まいのあり方を考える際には、住み慣れた自宅に住み続けたいという高齢者の意向を最大限尊重しながら、身体機能の衰えた高齢者等が安全に、かつ安心して暮らせる住環境を確保することが重要と考えられます。

このため、県では、平成24年3月に策定した「愛媛県高齢者居住安定確保計画」（計画期間：平成23～32(2020)年度、平成29年3月に見直し）等に基づき、自宅のバリアフリー化を推進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者に配慮した住宅の整備促進に努めています。

なお、サービス付き高齢者向け住宅については、県内の登録数は4,164戸（平成29年12月末時点）で、既に平成32(2020)年度までの計画目標4,630戸の約9割に達しており、順調に確保できています。

また、高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進及び居住支援を図るため、平成27年3月に、県及び市町の住宅・福祉部局、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「愛媛県居住支援協議会」を設立し各種取組を進めています。（図4-23）

#### 「愛媛県高齢者居住安定確保計画」の概要

##### 1 基本理念及び基本目標

基本 理念	<b>住み慣れたまちで高齢者の愛顔あふれる暮らしと住まいづくり</b>
基本 目標	<b>1. 高齢者向け住まいの供給促進</b> 高齢者が安定して暮らしていくためには、地域性や高齢者の暮らし、健康状態などに応じた多様性のある高齢者向け住まいを適切に供給していくことが重要です。このため、【高齢者向け住まいの供給促進】を基本目標に設定し、高齢者向け賃貸住宅や老人ホーム等の適正な供給の促進を図ります。
	<b>2. 良好な居住環境の整備</b> 高齢者が安全に暮らしていくためには、居住環境の整った良質な高齢者向け住まいを提供していくことが重要です。このため、【良好な居住環境の整備】を基本目標に設定し、高齢者に配慮した住宅性能の確保や高齢者向け住まいの適正管理、住まいや介護等に関する情報提供と相談等の支援を図ります。
	<b>3. 居住福祉の推進</b> 高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、高齢者へのサポートを充実していくことが重要です。このため、【居住福祉の推進】を基本目標に設定し、介護サービス等の充実、拠点施設の整備や人材育成などによる地域力の強化を図ります。

##### 2 高齢者に対する賃貸住宅の供給目標等

平成32(2020)年の推計では、要配慮高齢者世帯数は約4,900世帯まで増加します。サービス付き高齢者向け住宅の整備を4,050戸と見込み、公的賃貸住宅170戸とあわせると約4,220戸になり、680戸不足すると見込まれます。不足分を高齢者向けえひめあんしん賃貸住宅の登録を促進することにより、住宅の確保に配慮が必要な高齢者の居住安定化を図ります。

	平成 27 (2015) 年 (現況)	平成 32 (2020) 年 目標
要配慮高齢者世帯数 (A)	4,100 世帯	4,900 世帯
高齢者向け住まい供給量 (B)	3,549 戸	4,900 戸
サービス付き高齢者向け住宅	3,379 戸 (3,864 戸 <sup>※3</sup> )	4,050 戸 (4,630 戸 <sup>※3</sup> )
サービス付き公的賃貸住宅 <sup>※1</sup>	170 戸	170 戸
高齢者向けえひめあんしん賃貸住宅 <sup>※2</sup>	—	680 戸
充足率 (B/A)	約 87%	100%
不足数 B-A	551 戸不足	0 戸

※1：高齢者居宅生活支援施設の併設された公共賃貸住宅やシルバーハウジングなど、高齢者に対する一定の生活支援体制が確保された公的賃貸住宅のこと

※2：住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（えひめあんしん賃貸住宅）等のこと

※3：サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）登録戸数の推移（H23～27）から、H32の登録戸数（4,630戸）を推計した。サ高住の入居者には自立高齢者が含まれており、要介護高齢者、自立高齢者等の比率（「サービス付き高齢者向け住宅等の実態に関する調査研究（H25.3）高齢者住宅財団」による）から、H27及びH32のサ高住における自立高齢者を推計し、自立高齢者を除くサ高住の入居者世帯を推計した。

### 3 施策の体系

#### 1. 高齢者向け住まいの供給促進

- 1) 高齢者向け賃貸住宅の供給促進
  - ① サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
  - ② 公的賃貸住宅の供給促進（公的賃貸住宅の既存ストックを活用した高齢者生活支援機能等の充実 等）
  - ③ その他の高齢者向け民間賃貸住宅の供給促進
- 2) 老人ホーム等の適正な供給促進
  - ① 施設・居住系サービスの計画的な整備等
  - ② その他居住施設の充実
  - ③ ケア付き民間施設の充実

#### 2. 良好な居住環境の整備

- 1) 高齢者に配慮した住宅性能の確保
  - ① バリアフリー化の促進（バリアフリー化の促進、県営住宅におけるバリアフリー化の推進 等）
  - ② その他の住宅性能確保（木造住宅における耐震化の促進、リフォームの促進）
- 2) 高齢者向け住まいの適正管理
  - ① サービス付き高齢者向け住宅の登録基準
  - ② 公的賃貸住宅の適正管理（公共賃貸住宅の適正管理、公共賃貸住宅における高齢者への配慮 等）
  - ③ 民間賃貸住宅の適正管理
- 3) 情報提供と相談等の支援
  - ① 住まいや介護等に関する情報提供（情報提供の充実、入居支援）
  - ② 関係機関の連携強化と相談等の支援

#### 3. 居住福祉の推進

- 1) 介護サービス等の充実
  - ① 地域包括ケアシステムの構築等（地域包括ケアシステムの構築、施設・居住系サービスの充実 等）
  - ② 居宅サービスの充実（介護給付等サービス対象事業の提供、その他在宅介護に必要な支援 等）
- 2) 地域力の強化
  - ① 人材の育成と活動支援（人材の育成、地域の見守り体制強化）
  - ② 拠点の体制整備支援



## (2) 多様な施設等サービスの提供 (暫定値)

第6期計画期間における、高齢者福祉施設等の整備状況は次のとおりです。(表4-10)

表4-10 福祉施設の整備状況

(単位：箇所、人)

区 分	平成 27 (2015) 年度		平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
養護老人ホーム	23	1,520	23	1,520	23	1,520
軽費老人ホーム(A型)	1	50	1	50	1	50
軽費老人ホーム(B型)	1	50	1	50	1	50
ケアハウス	51	1,578	51	1,578	51	1,578
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	11	116	11	116	9	96
在宅介護支援センター	67	—	67	—	67	—

資料：長寿介護課調査（各年度4月1日現在）

## ① 養護老人ホーム

養護老人ホームについては、①入所者の自立支援や社会参加を促進し、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送ることが可能な者に対する環境調整を行うこと、②地域で生活を送る老人等の生活上の課題を解決するため、アウトリーチを積極的に実施し、必要な支援を行うこと、③地域に戻って自立した生活を送ることが困難な入所者に対する質の高い個別的・継続的な伴走型支援を提供すること、等の役割が期待されています。

高齢化の進展に伴い、生活困窮や社会的孤立の問題等が顕在化しており、今後、介護ニーズ以外の面で生活の問題を抱える老人が増加することが見込まれる中で、養護老人ホーム以外の施策では十分な対応が難しい老人も増加することが見込まれており、養護老人ホームの果たすべき役割は重要性を増していることから、必要な定員を確保する必要があります。

このことを踏まえて、各地域において環境上の理由（入所措置基準によるもの）及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を把握し、適当な量を見込むこととします。

(表4-11)

表4-11 養護老人ホームの整備見込み

(単位：定員数)

圏 域	平成 29 (2017) 年度末の 整備定員数	平成 32 (2020) 年度の 整備見込数
宇 摩	100	100
新居浜・西条	220	220
今 治	220	220
松 山	400	400
八幡浜・大洲	320	320
宇 和 島	260	260
県 計	1,520	1,520

資料：長寿介護課調査

## ② 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、老人福祉法制定時から存続するA型に続き、B型、ケアハウスが制度化され、職員配置や居室などの基準が異なる三類型が併存してきましたが、平成20年6月から、これら三類型に係る設備及び運営に関する基準は、ケアハウスに統一されました。

養護老人ホームの入所者が地域に戻って生活する受け皿を確保するうえで、小規模なケアハウスの整備が必要です。

また、日常生活や介護に不安を抱く低所得の高齢単身世帯等が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、住宅と生活支援サービス等が組み合わせられた形での支援が必要となっており、地域ニーズにあった柔軟な支援機能の確保の観点からも、軽費老人ホームの担う役割は重要であることから、必要な定員を確保する必要があります。

軽費老人ホームの設置数については、経過的軽費老人ホーム（A型、B型）からの移行、養護老人ホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設からの退所者数を把握するとともに、必要な利用者数を踏まえ、適当な量を見込むこととします。（表4-12、4-13、4-14）

表4-12 軽費老人ホーム(ケアハウス)の整備見込み

(単位:定員数)

圏域	平成29(2017)年度末の整備定員数	平成32(2020)年度の整備見込数
宇摩	110	110
新居浜・西条	287	287
今治	273	273
松山	634	634
八幡浜・大洲	200	200
宇和島	74	74
県計	1,578	1,578

資料：長寿介護課調査

表4-13 経過的軽費老人ホーム(A型)の整備見込み

(単位:定員数)

圏域	平成29(2017)年度末の整備定員数	平成32(2020)年度の整備見込数
宇摩	0	0
新居浜・西条	50	50
今治	0	0
松山	0	0
八幡浜・大洲	0	0
宇和島	0	0
県計	50	50

資料：長寿介護課調査

表4-14 経過的軽費老人ホーム(B型)の整備見込み

(単位:定員数)

圏域	平成29(2017)年度末の 整備定員数	平成32(2020)年度の 整備見込数
宇摩	0	0
新居浜・西条	0	0
今治	0	0
松山	50	50
八幡浜・大洲	0	0
宇和島	0	0
県計	50	50

資料:長寿介護課調査

## ③生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

一人暮らしに不安を感じている高齢者や介護保険施設からの退所者など、生活支援を要する高齢者が居住できる施設として整備が進められてきました。生活支援の必要な者を把握し、適当な量を見込むこととします。(表4-15)

表4-15 生活支援ハウスの整備見込み

(単位:定員数)

圏域	平成29(2017)年度末の 整備定員数	平成32(2020)年度の 整備見込数
宇摩	6	6
新居浜・西条	12	12
今治	10	10
松山	22	22
八幡浜・大洲	20	20
宇和島	26	26
県計	96	96

資料:長寿介護課調査

#### ④ 有料老人ホーム

有料老人ホーム経営の基本姿勢としては、入居者の福祉を重視しつつ、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、より高い水準の施設運営に向けて努力していくことが求められています。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ、福祉の向上を図ることが求められています。

また、老人福祉法の帳簿の作成及び保存、情報の開示・公表並びに短期間での契約解除の場合の前払金の保全措置の規定を遵守するとともに、入居者等に対し、サービス内容等の情報を開示するほか、公表することなどにより、有料老人ホームの選択を適切に行えるように入居者等の信頼を確保することが求められています。

こうしたことを踏まえて、有料老人ホームのサービス全体の質の向上に取り組みます。

##### ❖ 有料老人ホームの届出促進

有料老人ホームの把握及び届出等について、地域の様々なネットワークを活用し、積極的に取り組みます。

##### ❖ 有料老人ホーム指導監督体制の強化、入居者保護の徹底

県における有料老人ホーム指導監督体制の充実を図り、入居者の処遇等はもとより、防災対策等も含め、法令遵守を徹底するよう指導します。

具体的には、設置者に対する情報提供と指導、計画的な訪問指導の実施、有料老人ホーム職員に対する研修会の開催、身体拘束廃止や権利擁護に関する研修の受講要請、必要に応じ、入居者に対し、介護等の供与を受けるための助言その他の援助等に取り組みます。

### (3) 住環境等の整備

#### ① 福祉用具・機器等の活用

介護が必要になった高齢者が自宅で生活していくためには、継続したリハビリテーションの提供とともに、適切な福祉用具・機器の活用や住宅改修など各種サービスの提供が不可欠です。

##### ❖ 介護実習・普及センター事業の推進

高齢者の自立促進を図るうえで、福祉用具・機器や住宅改修の必要性は高いことから、介護実習・普及センターを設置し、福祉用具・住宅改造モデルルーム（ユニコム）を展示・運営するとともに、利用等に係る相談や助言、情報提供を行います。

##### ❖ 生活支援用具等の開発・改良・普及支援体制の充実

高齢化の進展に伴って、今後重要度が増すと考えられる医療、福祉、生活支援などのライフサポート産業の活性化を図るため、公益財団法人えひめ産業振興財団が実施する「ライフサポート産業支援事業」による、ニーズを反映した質の高い生活支援用具の開発・改良・普及を支援します。

### 3-2 安全な暮らしの確保

高齢者が地域で安心して暮らすためには、近年多発する高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺や住宅侵入などの犯罪、高齢者が巻き込まれる交通事故、さらには津波などで多くの高齢者が犠牲となった東日本大震災をはじめとする自然災害など、これらの被害から高齢者を守る「安全」を確保するための取組が重要です。

このため、県では、平成25年4月1日に施行された「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」等に基づき、警察本部や市町などの関係機関と連携を図りながら、次の取組を積極的に推進します。

#### (1) 犯罪等被害の防止・交通事故対策

##### ① 犯罪等被害の防止

###### ❖ 犯罪被害の防止

高齢者やその家族を対象として、特殊詐欺などの犯罪被害防止広報を各種媒体で実施しているほか、関係機関の協力を得て、一定条件に該当する振込を制限する取組や、高額電子マネー購入者に対する啓発チラシを配布するなど被害を水際で阻止するための取組を実施しています。

また、空き巣、強盗などの住宅侵入への対策として、主に各種会議・講話での広報啓発活動やイベント等でのチラシ配布などによる広報啓発活動を行っています。

引き続き、高齢者に係る関係機関・団体と連携を強化し、安全・安心に関する必要な情報が高齢者やその家族に迅速的確に伝わるようなネットワークの整備に努めます。

###### ❖ 悪質商法など消費者被害防止対策

平成26年9月に策定した「愛媛県消費者教育推進計画」に基づき、一人ひとりの消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、ライフステージに応じた消費者教育に取り組むこととし、特に消費者被害に対する配慮が必要な高齢者等には、見守りネットワークの活性化により、被害の未然・拡大防止を図ります。

また、消費生活センター等における消費者教育の推進・拠点化の促進を図り、法定資格取得の消費生活相談員の配置等によりトラブルに遭ったときに安心して相談できる体制の充実を図るとともに、悪質な事業者に対しては、厳正な指導・処分の実施等に取り組み、消費生活の安定・向上に努めます。

##### ② 交通事故対策

高齢者を対象とした街頭での積極的な「声掛け活動」や、高齢者世帯への直接訪問により、具体的な交通事故防止の指導を実施するほか、高齢者が集まる会合やレクリエーション等の場において、交通安全教育車、歩行シミュレーター、自転車シミュレーターを積極的に活用した出前型の交通安全教育も行っており、引き続き愛媛県交通安全計画や事故分析結果（原因、場所）等に基づき、「参加・体験・実践型」の交通安全教育を推進します。

また、身体機能の変化の自覚を促す交通安全教育や、「運転免許自主返納制度」と「自主返納支援制度」の更なる周知を図ります。

## (2) 災害時の対策

東日本大震災や平成28年台風第10号による岩手県岩泉町の高齢者施設における水害等の教訓を踏まえ、土砂災害や津波などから高齢者等の命を守り、安全を確保するため、避難場所の整備などハード面だけでなく、平時からの情報提供や避難訓練などソフト面での対策を講じることにより、災害時の効果的な「援護」に努めます。

### ❖ 土砂災害や津波などの対策

土砂災害等から高齢者等の命を守るため、災害のおそれのある区域に立地する施設等に対する警戒避難体制の整備・指導や、危険箇所への施設等の新規立地の抑制などを推進しています。

また、津波に対して、できるだけ早く高台に避難することの重要性が東日本大震災を通じて再認識されたことを踏まえ、緊急時の一時避難場所となりうる急傾斜地崩壊防止施設の擁壁の背後地等へ住民が安全に避難できるよう、手すりを備えた階段等の整備を進めます。また、整備に当たっては、住民が適切に津波から避難できるように地元説明会などを通じて、津波に対する知識の普及に努めます。

### ❖ 避難行動要支援者（※）対策への支援

災害対策基本法では、市町は、要介護高齢者等、避難行動要支援者名簿の作成や名簿情報の避難支援関係者への提供等を通じて、避難行動要支援者の避難支援に取り組むこととされており、県では、情報提供等を通じて、こうした市町の取組を積極的に支援します。

※避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方

### ❖ 介護保険施設等における災害対策

特別養護老人ホームなどの介護保険施設等に対しては、入所者等を災害の危険から守るため、県が平成28年度に策定した社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドライン等をもとに、施設の整備段階において予想される災害への安全対策の徹底及び防災計画の策定を指導するとともに、既存の施設における状況把握、さらには法令で義務付けられた避難計画の策定・届出及び定期的な避難・救出訓練の実施の徹底を指導します。また、災害など非常時における入所者の相互受入れなど、関係団体等と協力し、施設間の連携についても引き続き取組を進めます。

#### 【県内関係団体の取組状況】

- ・愛媛県老人福祉施設協議会（相互応援協定）  
四国4県、県、東・中・南予各地区の協議会ごとに締結
- ・愛媛県老人保健施設協議会（相互支援協定）  
県の協議会において締結

### ❖ 本県独自の取組

近年、全国各地で発生する大規模な自然災害による被害を踏まえ、社会福祉施設の防災対策の在り方等を検討するため、社会福祉施設関係団体や行政関係者による検討・協議の場を設けます。また、非常災害対策計画をより実効性のあるものとするため、外部専門家による高齢者施設をはじめとした社会福祉施設に対する実地指導など、各施設の実情に応じた見直し等の取組を支援します。

❖ **福祉避難所の普及促進**

福祉避難所とは、要配慮者（※）に対して生活支援・心のケア相談等を行ううえで専門的な知識を有する生活相談職員等の配置など、要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所であり、平成29年12月1日現在、県内では20市町が社会福祉施設など239箇所を指定し、災害時における要配慮者の受入体制を整備しています。

県では、近い将来、南海トラフ地震など大規模災害の発生が懸念されることから、福祉避難所の一層の普及促進を図ることとしており、引き続き市町や社会福祉施設等関係機関との連携の下、新たな指定の促進と受入体制の強化、住民への周知等に積極的に取り組みます。

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方

(3) **人にやさしいまちづくりの推進**

高齢者等に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の建築の促進等を図ります。

このような人にやさしいまちづくりをより一層推進するため、平成9年4月に施行した「人にやさしいまちづくり条例」に基づく取組を進めています。

❖ **人にやさしいまちづくりに関する啓発及び情報の提供**

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や人にやさしいまちづくり条例に関する情報の普及・啓発に努めます。

❖ **まちづくり施設の整備**

人にやさしいまちづくり条例に基づき、不特定多数の方が利用する施設などについて、高齢者をはじめ、誰もがスムーズに利用できるよう整備・改善を求めています。

**3-3 高齢者の権利擁護の取組**

平成18年4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、この項目において「法」という。）の施行に伴い、各市町では、高齢者虐待の防止に取り組んでいるところです。県においても、各市町で虐待対応にあたる職員のスキルアップを図ることを目的とした「高齢者虐待対応職員養成講座」や養介護施設・事業所の施設長等を対象に「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止研修会」を開催するとともに、高齢者虐待防止に係る関係機関・団体の連携や共通認識を図り、有効なネットワークを構築するための「高齢者虐待防止連携会議」を開催しています。

また、平成26年3月に「家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例」の施行により、切れ目のない支援体制の構築が推進され、県民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指すこととされました。

平成24年度から平成28年度までの5年間に、各市町等で、事実確認・対応した高齢者に対する虐待の状況は、次のとおりです。

**【養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等】**

- ① 養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた件数は、平成24年度3件、25年度3件、26年度6件、27年度5件、28年度3件でした。
- ② 平成28年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待については、市町に13件の相談・通報が寄せられました。（県への相談・通報なし）このうち虐待の事実が認められたものは、市町に相談・通報が寄せられた3件（身体的虐待、心理的虐待）で、虐待を受けた高齢者は、男性1人、女性3人となっています。該当の市町では、再発防止に向けて、職員教育・研修や組織管理等について指導を行っており、現在は改善されています。（表4-16）

**表4-16 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等（各年度）** (単位：件、人)

	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)	平成28(2016)
県への相談・通報件数	1	0	0	0	0
市町への相談・通報件数	7	13	17	17	13
虐待の事実が認められた件数 ※1	3 100%	3 100%	6 100%	5 100%	3 100%
有料老人ホーム	1 33.3%	0 —	0 —	0 —	0 —
特別養護老人ホーム	0 —	1 33.3%	0 —	1 20.0%	1 33.3%
介護老人保健施設	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
訪問介護、訪問看護、訪問リハ等	0 —	0 —	2 33.3%	0 —	0 —
通所介護、通所リハ等	0 —	0 —	2 33.3%	1 20.0%	
短期入所施設	0 —	1 33.3%	0 —	1 20.0%	1 33.3%
認知症高齢者グループホーム	1 33.3%	0 —	1 16.7%	1 20.0%	0 —
小規模多機能型居宅介護	1 33.3%	0 —	1 16.7%	1 20.0%	0 —
特定施設入居者生活介護	0 —	1 33.3%	0 —	0 —	1 33.3%
被虐待者の性別 ※2	3 100%	4 100%	6 100%	5 100%	4 100%
男	2 66.7%	1 25.0%	2 33.3%	1 20.0%	1 25.0%
女	1 33.3%	3 75.0%	4 66.7%	4 80.0%	3 75.0%
虐待の種別・類型の件数 ※3	3	5	9	6	5
身体的虐待	1 33.3%	2 50.0%	5 83.3%	5 100%	2 50.0%
介護等の放棄等	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
心理的虐待	3 100%	3 75.0%	4 66.7%	1 20.0%	3 75.0%
性的虐待	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
経済的虐待	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
対応状況の件数 ※4					
立入検査、指導等	3 100%	3 100%	6 100%	5 100%	3 100%
改善勧告	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
改善命令等	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —

資料：長寿介護課調査

- ※1 1人の養介護施設従事者等が、複数の高齢者を虐待している場合も、1件として計上している。
- ※2 被虐待者が複数の場合があるため、被虐待者の総数と虐待の事実が認められた件数とは、一致しないことがある。
- ※3 種別・類型が重複することがあるため、虐待の種別等の総数と虐待の事実が認められた件数とは、一致しないことがある。(割合について、平成24～26年度は虐待認定数に対するもので、四捨五入している。平成27・28年度は虐待認定した事例の被虐待者の実数に対するもので、四捨五入している。)
- ※4 対応状況は重複することがあるため、内訳の計と虐待認定数とは一致しないことがある。(割合は、虐待認定数に対するもので、四捨五入している。)

**【養護者による高齢者虐待の状況等】**

- ① 養護者による高齢者虐待の事実が認められた件数は、平成24年度155件、25年度149件、26年度133件、27年度120件、28年度は149件とやや減少傾向にありますが、依然多くの件数が認められています。
- ② 平成28年度の養護者による高齢者虐待については、市町に272件の相談・通報が寄せられました。このうち、虐待の事実が認められたものは、149件でした。虐待を受けた高齢者は153人で、うち女性が118人と約8割を占めています。また、虐待の事実が認められた件数の約7割に当たる110件に身体的虐待が認められました。  
各市町は、虐待者からの被虐待高齢者の分離、介護サービスの利用支援、保健師の訪問指導等の対応を行い、高齢者及び養護者双方の支援をしています。(表4-17)

表4-17 養護者による高齢者虐待の状況等 (各年度)

(単位：件、人)

	平成24(2012)	平成25(2013)	平成26(2014)	平成27(2015)	平成28(2016)					
市町への相談・通報件数 ※1	295	272	261	229	272					
虐待の事実が認められた件数 ※2	155	149	133	120	149					
被虐待者の性別 ※3	159	100%	153	100%	134	100%	122	100%	153	100%
男	31	19.5%	35	22.9%	32	23.9%	20	16.4%	35	22.9%
女	128	80.5%	118	77.1%	102	76.1%	102	83.6%	118	77.1%
虐待の種別・類型 ※4	246	230	197	188	230					
身体的虐待	100	62.9%	110	71.9%	101	75.4%	86	70.5%	110	71.9%
介護等の放棄等	30	18.9%	36	23.5%	21	15.7%	28	23.0%	36	23.5%
心理的虐待	72	45.3%	53	34.6%	48	35.8%	52	42.6%	53	34.6%
性的虐待	1	0.6%	0	—	0	—	0	—	0	—
経済的虐待	43	27.0%	31	20.3%	27	20.1%	22	18.0%	31	20.3%
虐待対応策としての分離の有無※5										
被虐待者を虐待者から分離した事例	63	36.8%	67	41.6%	51	37.5%	50	37.9%	67	41.6%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	96	56.1%	78	48.4%	61	44.9%	48	36.4%	78	48.4%
対応について検討、調整中の事例	7	4.1%	3	1.9%	4	2.9%	2	1.5%	3	1.9%
その他	5	2.9%	13	8.1%	20	14.7%	32	24.2%	13	8.1%

資料：長寿介護課調査

- ※1 県への相談・通報件数は、ない。
- ※2 1人の養護者が、複数の高齢者を虐待している場合も、1件として計上している。
- ※3 被虐待者が複数の場合があるため、被虐待者の総数と虐待の事実が認められた件数とは、一致しないことがある。
- ※4 種別・類型が重複することがあるため、虐待の種別等の総数と虐待の事実が認められた件数とは、一致しないことがある。(割合について、虐待認定した事例の被虐待者の実数に対するもので、四捨五入している。)
- ※5 虐待対応策としての分離の有無の内訳には、前年度に虐待の事実を確認したもので当該年度に対応したものを含む。(割合について、虐待認定した事例の被虐待者の実数に対するもので、四捨五入している。)

## (1) 高齢者虐待防止対策の推進

法の適切かつ円滑な運営を確保するため、「高齢者虐待の発生予防・早期発見のための取組」、「高齢者虐待防止ネットワークの構築」、「専門的人材の確保等」の着実な実施について、市町の取組みを支援するとともに、関係団体、関係機関等との連携強化に努めます。

### ① 高齢者虐待の発生予防・早期発見のための取組

高齢者虐待の発生予防・早期発見のためには、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等が、高齢者虐待に関する正しい知識と理解の下に、高齢者虐待を発生させない体制整備に積極的に取り組むことが重要です。

このため、次のような観点から、市町等による取組を適切に支援します。

#### ❖ 高齢者虐待相談等窓口の設置及び周知

法第18条に基づき、市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報、届出の受理、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局等を周知させなければならないことから、「対応窓口となる部局の設置」及び「対応窓口部局の住民への周知」について、市町に対する支援に努めます。

#### ❖ 高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発

地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の発生予防・早期発見の第一歩となることから、高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発は重要です。高齢者虐待は特定の人や家庭において発生するものではなく、誰にでも、どこの家庭にでも起こりうる身近な問題であるものと捉え、地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発に、積極的に取り組むよう支援します。

#### ❖ 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

養護者により虐待を受けている高齢者の約半数が要介護認定における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者でした。特に、認知症の高齢者を介護する養護者・家族等にとっては、親や配偶者が認知症になったという事実を受け入れることが困難な場合であったり、あるいは認知症によって引き起こされる症状への対応方法が分からないことなどにより、結果として虐待に至る場合などが考えられます。養護者による高齢者虐待の主な発生要因については、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」「虐待者の障害・疾病」となっており、主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実を支援します。

#### ❖ 通報（努力）義務の周知

法第5条では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないものとされ、また、法第7条及び第21条では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村へ通報しなければならない（又は、通報するよう努めなければならない）ものとされています。これらを踏まえ、高齢者虐待の発生予防・早期発見を推進するため、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等に対する積極的な周知の取組を支援します。

## ② 高齢者虐待防止ネットワークの構築

在宅で養護者による虐待が起こる背景としては、身体的、精神的、社会的、経済的要因等様々な問題があるものと考えられることから、高齢者虐待の発生予防・早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、弁護士、社会福祉士により構成する「虐待対応専門職チーム」などの関係団体、関係機関等との有機的な連携・協力体制の構築が重要です。高齢者虐待防止等の権利擁護業務を含めて、地域における高齢者の問題解決に向けて支援するネットワークを構築することは、市町や地域包括支援センターの重要な業務であるため、県としてその積極的な取組を支援します。

## ③ 専門的人材の確保等

高齢者虐待の発生予防・早期発見、的確な援助が行われるためには、これらの支援業務が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図ることが重要です。また、介護施設・事業所等の従業者に対する専門的知識の普及も重要です。養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因については「教育知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっており、このような観点から、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関等の職員に対する研修やストレス対策等に積極的に取り組みます。

## (2) 成年後見制度・権利擁護事業の充実

### ① 地域包括支援センターにおける総合相談・権利擁護事業の実施

高齢者が地域において安心して暮らし続けるためには、身近なところに信頼をもって継続的に相談できる拠点が重要です。近年、高齢者虐待や振り込め詐欺など、高齢者の権利侵害が疑われる問題が頻発していますが、こうした高齢者虐待等の防止及び早期発見や、権利擁護に関する窓口としての地域包括支援センターの役割を、市町と連携して普及啓発に努めるとともに、地域包括支援センターが行う総合相談・権利擁護事業の実施を支援します。

### ② 成年後見制度の利用促進

平成28年5月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行に伴い、権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用、支援体制の整備等の推進に取り組みます。

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されることが重要となります。

成年後見制度の利用が必要な本人及びその家族が円滑に制度を利用できるようにするための相談機能や、認知症高齢者等を後見している成年後見人等を支援するための機能等を担う中核機関の設置、医療・福祉、法律の専門職や地域の関係者等から構成されるネットワークの構築等、制度の利用促進に向けた体制整備を促進します。

県においては、成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取

組、中核機関が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を図り、市町（地域包括支援センター）に対する人材の育成、必要な助言その他の援助を行います。また、家庭裁判所等の関係機関や、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職、高齢者の権利擁護のための相談支援を行っている団体等との協力・連携の下で、その活用の一層の促進に努めます。

#### ❖ 市民後見人及び法人後見実施団体の育成支援

成年後見の担い手として市民後見人の役割が期待されていることから、その制度の浸透を図るとともに、市民後見人の育成に関して市町（地域包括支援センター）に対する助言・支援等を行います。また、後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

### ③ 権利擁護の推進

#### ❖ 老人福祉施設等への措置

判断能力が低下している一人暮らしの高齢者や養護者から虐待を受けている高齢者等を把握し、保護の必要がある場合には、老人福祉法に基づく措置により対応することが必要です。市町において「やむを得ない事由」による介護サービスの提供や「環境上・経済上の理由」による養護老人ホームへの入所など、適切かつ速やかな対応がなされるよう、地域包括支援センターにおける総合相談や権利擁護事業の円滑な実施を支援します。

#### ❖ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者など単独では金銭管理やサービス利用が困難な方（ただし、対象者は契約能力のある方に限られます。）が適切に福祉サービスを受けることができるよう、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会に福祉サービス利用援助センターを設置して、次のような日常生活自立支援事業を実施しており、今後、事業の一層の利用促進を図ります。

- ▶ 福祉サービスの利用援助（福祉サービスの利用手続きや利用料支払等）
- ▶ 日常的な金銭管理サービス（税金や公共料金等の支払手続き等）
- ▶ 書類等の預かりサービス（預貯金の通帳等の預かり）

#### ❖ 財産上の不当取引等による被害の防止

近年、社会的弱者である高齢者・障がい者を中心に悪質商法等の消費者被害が多発していることから、地域全体で高齢者等を見守る体制を整備するとともに、相談体制や情報提供・啓発の充実を図り、財産上の不当取引等の高齢者の被害の未然防止、拡大防止に努めます。

## ○達成目標

指 標	現 状	目 標		
	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
権利擁護支援のための中核機関の設置市町数	-	2 市町	5 市町	10 市町
法人後見実施団体の数	17 団体	19 団体	21 団体	23 団体

## (3) 介護サービス事業者における環境整備

養介護施設や養介護事業従事者等による高齢者虐待防止のため、身体拘束廃止などサービス事業者に対して適切な指導を行います。

## (4) 介護保険施設等における環境整備

施設サービスの提供にあたっては、これまでの集団処遇的なサービス提供のあり方を見直し、入所者の意思及び人格を尊重しながらその自立を支援するとともに、今後も引き続いて身体拘束の廃止に向けた取組を徹底していく必要があります。

## ① ユニットケアの推進

高齢者介護の理念は「尊厳の保持」と「自立支援」であり、それは、個人の暮らし方を尊重し、その人らしい生活を継続できるような個別ケアの実践と生活支援により支えられます。そのようなケアや支援を実現するため、高齢者が自分の居場所を確保でき、家庭的な雰囲気の中で自分のペースで過ごせる個室型ユニットの普及を推進します。

- ユニットケアを推進するに当たっては、ユニットケアに関する情報の普及が必要であるため、その適切な情報の普及に努めます。
- 生活環境の改善に向けて、また、既存の特別養護老人ホーム全体で従来型多床室が約7割を占める中、入所者の選択肢を確保する観点からもユニット型施設の整備の推進を図ることが必要であり、既存施設のユニット型施設への改修等を促進します。

## ② 身体拘束廃止の徹底

指導監督等を通じて、各施設における身体拘束廃止の取組に対して助言等の支援を行うほか、実態の把握に努め、引き続き身体拘束を行わない処遇の徹底を図ります。

## ③ 介護関連施設における感染症対策

介護関連施設内における感染症の発生及びまん延の防止については、各施設の運営基準等において衛生管理体制の整備及び発生時の報告手順を定め、また、入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応を徹底していく必要があります。

- 多数の高齢者が利用する施設等においては、感染症の集団発生が生じやすいことから、衛生主管部局と連携のうえ、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう努めるとともに、施設内の感染症対策体制整備に向けた支援を行います。

**④ 施設サービスの必要度による特別養護老人ホーム等における優先入所の推進**

平成27年度からの制度改正により、特別養護老人ホームについては、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることとされたことから、新規入所者は原則要介護3以上に限定されることとなりました。

このため、制度改正を踏まえた新たな入所指針に基づき、特例入所を含め、適正な判定に基づく入所が行われるよう、施設に対し市町とともに引き続き指導・支援を行います。